

会津坂下町有料広告取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、町の広報紙等に有料で掲載することができる広告(以下「広告」という。)の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(広告の方法等)

第2条 広告の方法、区分、規格及び広告料は、次のとおりとする。

方 法 (広告媒体)	区分	規格	広 告 料 (円)		
			1 2 回	6 回	1 回
広報あいづばんげ	第1号	縦 42mm×横 171mm	200,000	100,000	20,000
	第2号	縦 42mm×横 84mm	100,000	50,000	10,000
町ホームページ	第3号	60×234 ピクセル／G I F形式 1 バナー広告 ／動画は不可とする	100,000	50,000	10,000

2 広告の掲載位置は、次のとおりとする。

(1) 広報あいづばんげの表紙と最終ページを除く指定された位置

(2) 会津坂下町ホームページのトップページで指定された位置

3 広告の掲載期間は、12か月を越えない期間とする。

(広告の範囲)

第3条 広報あいづばんげ及び会津坂下町ホームページは公共性及び中立性を有するため、町長は次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を許可しないものとする。

(1) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝その他これらに類するもの

- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (3) 消費者に不利益を与えるおそれのあるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類するもののうち、青少年の健全育成上好ましくないもの
- (5) その他町長が広告として掲載することが適当でないとするもの
(広告の募集方法)

第4条 広告の募集は、広報あいづばんげ、会津坂下町ホームページ等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告の掲載を希望するもの(以下「申込者」という。)は、広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告の原稿及び電子データを添えて申し込むものとする。

(1) 広報あいづばんげ発行日(毎月の10日)の1か月前まで

(2) 会津坂下町ホームページへの掲載月の1か月前まで

第6条 町長は、前条に規定する広告掲載の申込書を受理したときは、内容の審査を行い、掲載の可否を決定するものとする。

2 前項の規定に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載可否決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により申込者(以下「広告主」という。)に通知するものとする。

(広告料の納付)

第7条 広告料の納付期限は、当該広告掲載決定後14日以内とし、広告主は、その期日までに広告料を一括前納するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告原稿の作成経費、掲載事項等)

第8条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告原稿に係る作成経費は、広告主の負担とする。

3 広告主は、広告原稿について、町長から表現内容等で掲載にふさわしくないとして部分的な作り直し等、指示があったときは、これに従わなければならない。

(広告掲載の取消し)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 町長が指定する期日までに広告原稿を提出しなかったとき。
- (2) 広告掲載料を納入しなかったとき。
- (3) この要綱に違反があったと認めるとき。
- (4) 広報作成上支障があると認めるとき。
- (5) その他町長が特に必要があると認めるとき。

(広告の特例)

第10条 第3条及び前条に該当した場合並びに中途解約申出に基づく当該期間に係る広告料は還付しない。ただし、不可抗力等により広告を掲載することができなかった期間があるときは、この限りではない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 会津坂下町有料広告掲載の取扱いに関する要綱(平成19年会津坂下町告示第2号)は、廃止する。

附 則(平成25年9月26日告示第66号)

この告示は、交付の日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。